

○島根県警察における個人情報等の管理に関する訓令

(令和5年3月16日島根県警察訓令第7号)

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保有個人情報等の管理体制（第3条―第6条）

第3章 保有個人情報等の取扱い（第7条―第15条）

第4章 雑則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年島根県条例第41号。以下「条例」という。）を適正かつ円滑に運用するため、島根県警察が保有する個人情報等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (4) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (5) 個人情報ファイル簿 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿をいう。
- (6) 行政機関等匿名加工情報 法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (7) 行政機関等匿名加工情報ファイル 法第60条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルをいう。
- (8) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (9) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (10) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、

匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

- (11) 登録簿 条例第3条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿をいう。
- (12) 公文書 島根県警察における公文書の管理に関する訓令（平成13年島根県警察訓令第34号）第2条第1号に規定する公文書をいう。
- (13) 個人番号 番号利用法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (14) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (15) 課 島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）第2条、第11条、第18条、第25条及び第33条に規定する課、刑事部科学捜査研究所、島根県警察交通機動隊、島根県警察高速道路交通警察隊及び島根県警察機動隊並びに島根県警察学校をいう。
- (16) 所属 課及び警察署をいう。

第2章 保有個人情報等の管理体制

（総括個人情報等管理者）

第3条 警察本部に、総括個人情報等管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、島根県警察における保有個人情報等の管理に関する事務を総括するとともに、所属における個人情報の取扱いが適正に行われるように指導しなければならない。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。

（副総括個人情報等管理者）

第4条 警察本部に、副総括個人情報等管理者を置き、警務部広報県民課長をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

（個人情報等管理者）

第5条 所属に、個人情報等管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (2) 当該所属における保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- (3) 保有個人情報管理簿、行政機関等匿名加工情報管理簿、個人情報ファイル簿及び登録簿の作成に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

（個人情報等管理担当者）

第6条 所属に、個人情報等管理担当者を置き、当該所属の職員のうちから個人情報等管理者が指名する者をもって充てる。

2 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、当該所属が管理する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

第3章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第7条 職員は、総括個人情報等管理者、副総括個人情報等管理者及び個人情報等管理者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第8条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第9条 個人情報等管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等及び当該保有個人情報等が記録されている公文書について、その内容に応じ、次の事項を職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている公文書にあつては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講じる物理的措置
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(保有個人情報管理簿及び行政機関等匿名加工情報管理簿)

第10条 個人情報等管理者は、保有個人情報の適切な管理のため必要と認めるときは、当該課の保有する個人情報ファイルごとに次に掲げる事項を記載した保有個人情報管理簿を備えるものとする。

- (1) 名称
- (2) 利用に供される事務をつかさどる係の名称
- (3) 利用の目的
- (4) 記録される項目及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として記録される個人の範囲
- (5) 記録される個人情報の収集方法
- (6) 記録される個人情報を経常的に提供するとき（警察庁及び都道府県警察に経常的に提供する場合を除く。）には、その提供先
- (7) 保有開始の年月日
- (8) 保存場所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、記録される保有個人情報の適切な管理のために必要な事項

2 個人情報等管理者は、行政機関等匿名加工情報の適切な管理のため必要と認める

ときは、当該課の保有する行政機関等匿名加工情報ファイルごとに次に掲げる事項を記載した行政機関等匿名加工情報管理簿を備えるものとする。

- (1) 名称
- (2) 利用に供される事務をつかさどる係の名称
- (3) 利用の目的
- (4) 記録される行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- (5) 法第118条第1項の提案をすることができる期間
- (6) 保有開始の年月日
- (7) 保存場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、記録される行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために必要な事項
(個人情報ファイル簿等の取扱い)

第11条 個人情報取扱事務を明らかにし、一般の閲覧に供するため、警察本部にあつては警務部広報県民課に、警察署にあつては総務課（浦郷警察署においては総務係）に個人情報ファイル簿及び登録簿を備えるものとする。

2 個人情報ファイル簿及び登録簿の作成、登録、変更及び抹消に関する手続は、別に定める。

(廃棄及び削除)

第12条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている公文書を廃棄するときは、焼却、裁断、溶解その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(提供の際の措置)

第13条 個人情報等管理者は、利用目的のため又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的、方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
- (2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するための調査を行うこと。
- (3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じること。

2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的、方法その他の必要な事

項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するための調査を行うこと。

(特定個人情報の取扱い)

第14条 個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、別に定めるところによる。

(業務の委託)

第15条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、別に定めるところにより適正に行うものとする。

第4章 雑則

(漏えい等発生時の措置)

第16条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（次項から第5項までにおいて「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

2 個人情報等管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報等管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

4 個人情報等管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

5 前2項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の規定による調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報等管理者に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、総括個人情報等管理者に報告するものとする。

(補則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。